

重 要 事 項 の 説 明 【介護保険・医療保険】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第74条で準用する第8条第1項の規程により説明することとなっている訪問看護ステーションの運営規程等については、次の通りです。

1. 事 業 者 名

事業者名称	一般社団法人 広島海技学院
代表者氏名	代表理事 吉田 勉
所 在 地	〒734-0012 広島市南区元宇品町41番18号
連 絡 先	事務局 TEL: 082-250-5330 FAX: 082-255-8702

2. 事 業 所 名

事業所名称	訪問看護リハステーションなぎさ
事業所番号	介護保険事業所番号 3460191202
所 在 地	〒734-0012 広島市南区元宇品町41番18号
連 絡 先	TEL: 082-258-5226 FAX: 082-298-7866
訪問エリア	広島市南区（似島町を除く）・中区・西区・東区・安佐南区 佐伯区（湯来町を除く）・安芸郡（海田町・府中町のみ）

3. 事 業 の 目 的

目 的

一般社団法人広島海技学院が（以下「事業者」という。）開設する「訪問看護リハステーションなぎさ」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕及び健康保険法に基づく指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、主治医の指示により要支援状態又は要介護状態等にある在宅療養者（以下、「利用者」という。）に対して適正なサービスを提供することを目的とします。

方針

介護保険

- (1) 要介護状態及び要支援状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言等を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとします。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携に努めるものとします。
- (3) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

医療保険

- (1) 健康保険法等の関係法令及び本契約に従い、利用者に対して看護サービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言等を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとします。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携に努めるものとします。

4. 営業日および営業時間

営業日

月曜日から金曜日
ただし、国民の祝・休日、および8月13日から8月15日、
12月29日から1月4日を除きます。

営業時間

午前8時30分～午後5時30分

5. 職員の職務及び職員体制

- (1) 管理者 保健師又は看護師 1名 (常勤職員)
管理者は所属職員を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等適切な事業の運営が行われるよう総括します。
- (2) 看護職員 常勤換算2.5名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護の提供に当たります。
- (3) 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 必要に応じて配置します。
訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当し、その情報を看護職員と共有し訪問看護計画書及び報告書の作成をします。
- (4) その他の職員 事務職員
ステーションの運営に必要な事務を担当します。

6. 指定訪問看護の内容

- | | |
|--------------------|------------------|
| ①病状・障害の観察 | ⑦ターミナルケア |
| ②清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑧認知症・精神疾患患者の看護 |
| ③食事および排泄などの日常生活の世話 | ⑨小児の看護 |
| ④褥瘡の予防・処置 | ⑩カテーテル等の管理 |
| ⑤リハビリテーション | ⑪療養生活や介護方法の指導・相談 |
| ⑥緩和ケア | ⑫その他医師の指示による医療処置 |

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合、了承を得た範囲内により救急隊、主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		
連絡方法		

8. 利用料

利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

但し、保険対象外の場合は、自費料金をいただきます。(別表参照)

その他の費用

利用者宅が通常の訪問エリアを越えている場合、要した交通費の実費を徴収します。

医療保険の訪問看護の場合は別途定めます。(別表参照)

※その他の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

キャンセル料について

訪問の中止・変更等のご連絡は前日までにお願いします。

訪問当日午前8時30分までにご連絡が無い場合には、利用料の全額負担をしていただく事となりますのでご注意下さい。

ただし、利用者の病状の急変や急な入院等、やむを得ない事情が発生した場合にはキャンセル料は請求致しません。

9. 衛生管理について

- ①訪問看護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意します。

②感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し対応指針等を作成し掲示を行います。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

10. 非常災害対策について

事業所は、非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め次に掲げる措置を講じます。

11. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底します。

②虐待防止のための指針を整備します。

③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

④上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

⑤事業所はサービス提供中に、当該事業所の従業者または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

12. 身体拘束等の適正化に関する事項

①事業者はサービスの提供にあたって当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

②緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、その様態及び時間、利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

③緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は、当該利用者及びその家族に等に説明します。

④身体拘束の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

⑤身体拘束等の適正化の為の指針を整備していきます。

⑥従業者に対して身体拘束の適正化の為の研修を定期的に実施します。

13. 秘密の保持

①サービスの提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密は正当な理由なく第三者にもらしません。

②この秘密を保持する義務は契約終了後および担当者が退職した後も継続します。

14. 個人情報の保護と使用および提供

①利用者の個人情報については、当事業所の「個人情報保護方針」および「個人情報保護規程」に基づき適切に取り扱うものとします。

②個人情報の保護・使用・提供については、別に記載しています。

15. サービス提供に関する相談・苦情の窓口

窓口の名称	訪問看護リハステーションなぎさ
所在地	〒734-0012 広島市南区元宇品町41番18号
責任者	管理者 佐々木 彩香 管理者不在時は担当者
電話番号	082-258-5226
FAX番号	082-298-7866
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
広島市役所	082-504-2183
広島南区役所	082-245-2111
広島県国保連合会	082-554-0783

利用者からの相談・苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所	施設名	訪問看護リハステーションなぎさ
申請するサービスの種類		訪問看護

措置の概要

- 1 利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

苦情解決責任者 管理者 佐々木 彩香

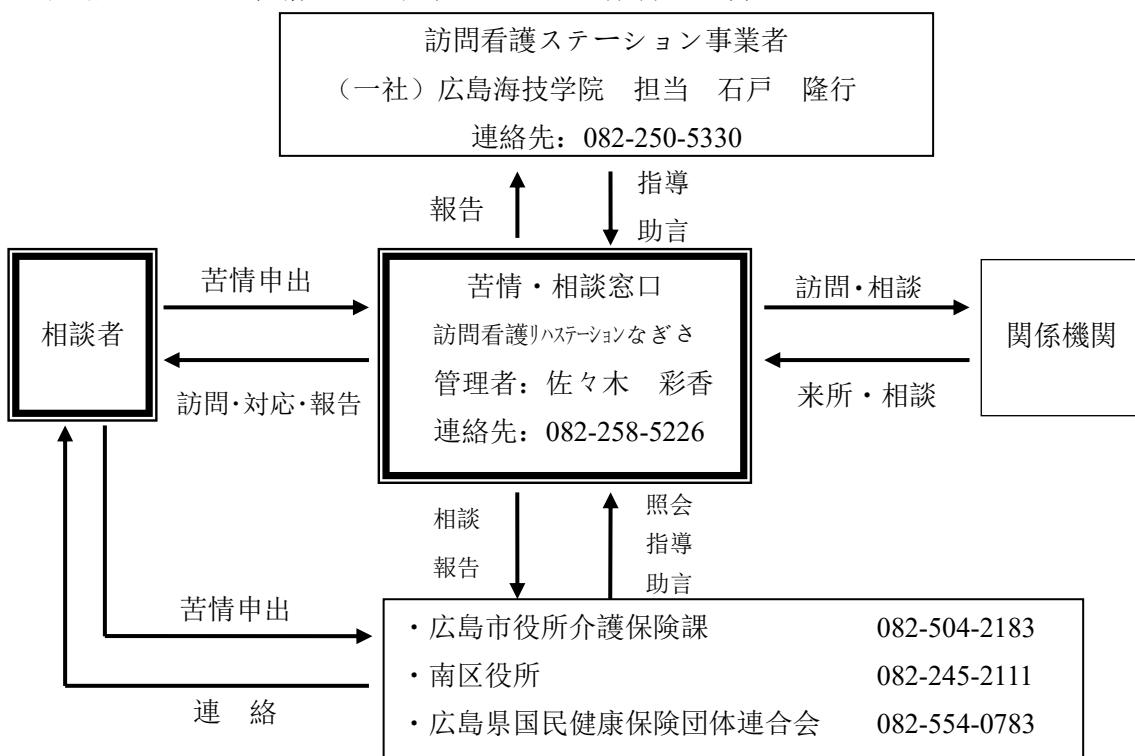
苦情受付担当者 原田 由美

連絡先 広島市南区元宇品町41番18号 TEL: 082-258-5226

対応時間：午前8時30分から午後5時30分

（国民の祝・休日を除いた月曜日から金曜日まで）

- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



- ① 苦情または相談があった場合、利用者の状況を把握し、必要に応じた状況把握のために訪問し、状況を確認する。
- ② 対応内容に基づき、必要に応じ、関係者への連絡調整をし、対応方法を含めた結果を利用者に報告する。
- ③ 相談、苦情処理簿を備え、案件に対応する具体的処理の状況を記録、整備、保管する。
- ④ 当事業所において、処理し得ない内容について、行政窓口など関係機関と協力し、適切な対応方法で対処する。
- ⑤ 事業所内でのカンファレンスを実施し、原因を究明し、その対策を職員全員に周知し再発を予防する。
- ⑥ 苦情についての対応の結果を関係機関へ報告する。その際、迅速に対応し、相談者に回答、処理する。

3 その他参考事項

訪問看護ステーションの管理者は、事業者に苦情処理報告を文書で行う。

16. 事故発生時の窓口と対応

訪問看護サービスの提供により、利用者に事故が発生した場合には速やかに必要な措置を講ずるものとします。また、当事業所は賠償責任保険に加入しております。

17. 留意事項

- ① 訪問看護には医師の指示書が必要です。
※ 主治医が、急性憎悪等より特別訪問看護指示書の交付を行った場合は、医療保険の対象となります。
- ② 契約期間中に被保険者証の記載内容に変更が生じた時、要介護認定の更新や変更を行った時、各種の減免に関する決定などに変更が生じた時、生活保護、公費負担医療の受給取得または喪失した時等は、速やかに事業所に連絡してください。
- ③ 訪問日・訪問時間は、緊急訪問等により、変更をお願いすることがあります。また、交通事情により、予定時間を過ぎての訪問となることがあります。
- ④ 緊急訪問要請等、病状の緊急性が高い場合は、救急車の要請をお願いすることがあります。
- ⑤ 点滴・注射・処置の実施時に、誤って注射針を刺した場合や血液に触れた場合には、治療の必要性の判断のために、利用者の血液検査をお願いさせていただくことがあります。
- ⑥ 感染防止のため、洗面所等をお借りして手洗いをさせていただきますので、ご了承ください。
- ⑦ 職員への暴言・暴力・威嚇・セクシュアルハラスメント等の行為があった場合は、正常な訪問看護の継続が困難となりますので、訪問を中止させていただきます。
- ⑧ 担当の訪問スタッフを指名することはできませんので、ご了承ください。
- ⑨ 現金等の貴重品は、金庫や目につかない場所に保管してください。
- ⑩ 職員および事業所に対する金品、贈答品や飲食等のご配慮はお受けできません。
- ⑪ 保清などのサービス内容によっては、水道・電気・ガス等を使用させて頂きます。
- ⑫ 利用者に対して、特定の政治・宗教活動は致しません。
- ⑬ 訪問看護サービスは利用者に提供されるものであり、そのご家族・介護者へのサービス実施は致しません。

18. その他の

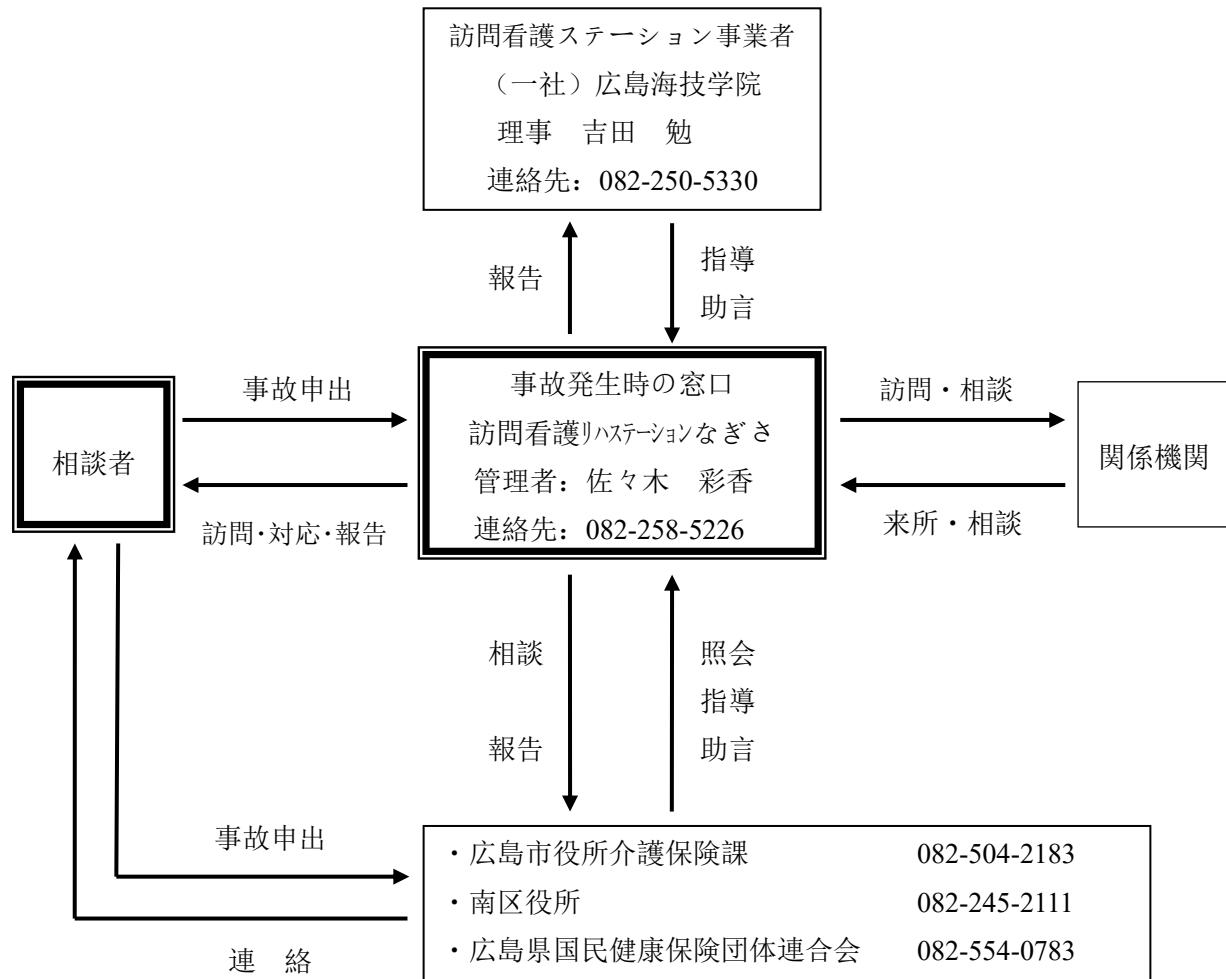
- ① 事業所の事業計画や財務内容については、希望される方は事業所で閲覧できます。
- ② 事業所との契約はいつでも解約できます。

事故発生時の窓口と処理体制・手順

事業所・施設名	訪問看護リハステーションなぎさ
申請するサービスの種類	訪問看護

措置の概要

- 1 事故発生時に対応する常設の窓口（連絡先）・担当者は下記のとおりである。
- 2 事故発生時は管理者が責任を持って対応し必要時には事業所へ報告し適切な指導・助言を受ける。
- 3 必要な関係機関との連携を図り、処理しきれない内容については行政窓口などの助言・指導を受け適切に対処する。
- 4 事業所内でのカンファレンスを実施し、原因を究明し、その対策を職員全員が周知し再発防止に努める。



介護保険訪問看護 利用者負担額一覧（広島市）

1 介護保険訪問看護利用料（1～2割負担の方）

(1) 基本単位（看護）

令和6年6月1日から適用

説明	所要時間	基本単位	負担額	
			1割	2割
□	20分未満	314単位（介護予防303単位）	336円(324円)	672円(648円)
□	30分未満	471単位（介護予防451単位）	504円(483円)	1008円(965円)
□	30分以上60分未満	823単位（介護予防794単位）	881円(850円)	1761円(1699円)
□	60分以上90分未満	1128単位（介護予防1090単位）	1207円(1166円)	2414円(2333円)
□	早朝（6:00～8:00）夜間（18:00～22:00）は上記料金の25%加算する 深夜（22:00～6:00）は上記料金の50%を加算する 「緊急時訪問看護加算」を算定している利用者について緊急訪問を行った場合 ①月1回目：早朝・夜間・深夜加算は算定しない ②月2回目以降：同上は算定する ①の場合は緊急訪問の所要時間に応じた所定単位数のみ算定する			

(2) 基本単位（リハビリテーション）

説明	所要時間	基本単位	負担額	
□	20分毎	294単位（介護予防284単位）	315円(304円)	629円(608円)
□	①1日に60分以上のサービス提供した場合、基本単位に0.9をかけての算定となる 介護予防においては1日60分以上のサービス提供した場合 基本単位に <u>0.5</u> をかけての算定となる ②介護予防においては利用を開始した月から12月を超えてサービス提供した場合 「5単位／20分毎」減算となる（令和3年4月から起算・初めての利用は初回利用月から起算）			

(3) サービス加算料金

説明	加算項目	単位	負担額		備考
			1割	2割	
□	初回加算（I）	350単位	375円	750円	初回利用時月1回
□	初回加算（II）	300単位	321円	642円	初回利用時月1回
□	複数名訪問 加算I	30分未満	254単位	272円	544円
		30分以上	402単位	431円	861円
□	複数名訪問 加算II	30分未満	201単位	215円	430円
		30分以上	317単位	339円	678円
□	退院時共同指導加算	600単位	642円	1284円	退院（所）につき1回 特別な管理を要す場合2回 ※初回加算との併用は不可
□	特別管理加算I	500単位	535円	1070円	月1回
□	特別管理加算II	250単位	268円	535円	月1回
□	長時間訪問看護加算	300単位	321円	642円	月1回
□	緊急時訪問看護加算（I）	600単位	642円	1284円	月1回
□	緊急時訪問看護加算（II）	574単位	614円	1228円	月1回
□	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	所定単位数 の5/100	左記の1割	左記の2割	1回につき
□	ターミナルケア加算	2500単位	2675円	5350円	

※介護保険 3割負担の方

(1) 基本単位（看護）

説明	所要時間	基本単位	負担額 (3割負担)
□	20分未満	314単位（介護予防303単位）	1008円（972円）
□	30分未満	471単位（介護予防451単位）	1512円（1448円）
□	30分以上60分未満	823単位（介護予防794単位）	2642円（2549円）
□	60分以上90分未満	1128単位（介護予防1090単位）	3621円（3499円）
□	早朝（6:00～8:00）夜間（18:00～22:00）は上記料金の25%加算する 深夜（22:00～6:00）は上記料金の50%を加算する 「緊急時訪問看護加算」を算定している利用者について緊急訪問を行った場合 ①月1回目：早朝・夜間・深夜加算は算定しない ②月2回目以降：同上は算定する ①の場合は緊急訪問の所要時間に応じた所定単位数のみ算定する		

(2) 基本単位（リハビリテーション）

説明	所要時間	基本単位	負担額
□	20分毎	294単位（介護予防284単位）	944円（912円）
□	①1日に60分以上のサービス提供した場合、基本単位に0.9をかけての算定となる 介護予防においては1日60分以上のサービス提供した場合 基本単位に0.5をかけての算定となる ②介護予防においては利用を開始した月から12月を超えてサービス提供した場合 「5単位／20分毎」減算となる（令和3年4月から起算・初めての利用は初回利用月から起算）		

(3) サービス加算料金

説明	加算項目	単位	負担額 (3割負担)	備考
□	初回加算（I）	350単位	1124円	初回利用時月1回
□	初回加算（II）	300単位	963円	初回利用時月1回
□	複数名訪問 加算I	30分未満	254単位	1回につき
		30分以上	402単位	1回につき
□	複数名訪問 加算II	30分未満	201単位	1回につき
		30分以上	317単位	1回につき
□	退院時共同指導加算	600単位	1926円	退院（所）につき1回 特別な管理を要す場合2回 ※初回加算との併用は不可
□	特別管理加算I	500単位	1605円	月1回
□	特別管理加算II	250単位	803円	月1回
□	長時間訪問看護加算	300単位	963円	月1回
□	緊急時訪問看護加算（I）	600単位	1926円	月1回
□	緊急時訪問看護加算（II）	574単位	1842円	月1回
□	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	所定単位数 の5/100	左記の3割	1回につき
□	ターミナルケア加算	2500単位	8025円	

初回加算(Ⅰ)：新規に訪問看護計画を作成し、病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を提供した場合に算定（350単位）。

退院時共同指導加算算定時には算定不可。

初回加算(Ⅱ)：新規に訪問看護計画を作成し、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を提供した場合に算定。

複数名訪問看護加算(Ⅰ)：同時に複数の看護師により訪問看護を行うことについて利用。その家族の同意を得ており、算定要件に当てはまる場合に算定。

複数名訪問看護加算(Ⅱ)：看護補助者との同行訪問で、その家族の同意を得ており、算定要件に当てはまる場合に算定。

特別管理加算(Ⅰ)：在宅悪性腫瘍/気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態。

特別管理加算(Ⅱ)：在宅酸素療法/経管栄養など指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上の必要がある状態。

長時間訪問看護加算：特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が90分以上を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（60分以上90分未満）に上記単位数を加算します。

緊急時訪問看護加算は、利用者の同意によるものとします。

尚、緊急時訪問看護加算と特別管理加算は区分支給限度額対象外となります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※広島市は5級地に該当し、訪問看護の1単位数あたりの単価は10.7円となります。

（例）1か月の利用料の目安

基本単位×サービスの利用回数+サービス加算料金×単位数単価（10.7）=合計金額
保険などの負担割合により、合計金額から自己負担金額が算出されます。

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。また、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

中山間地域等：佐伯区湯来町・南区似島

2 自費料金

- 訪問時間が1時間30分を超えた場合は、超過料金を30分に付き4,300円
- ご希望により亡くなられてからのケアを行ったときは15,000円

医療保険訪問看護 利用者負担額一覧 (その1)

1 訪問看護基本療養費 (1日につき)

令和6年6月1日から適用

項目	摘要		負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (同一建物居住者以外)	看護師 ※准看護師を除く	週1-3日目	555円	1110円	1665円
		週4日目から	655円	1310円	1965円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		555円	1110円	1665円
	緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱に係る専門の看護師と同一日に共同で訪問看護	月1回	1285円	2570円	3855円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者)	看護師(同一日に2人) ※准看護師を除く	週1-3日目	555円	1110円	1665円
		週4日目から	655円	1310円	1965円
	看護師(同一日に3人以上) ※准看護師を除く	週1-3日目	278円	556円	834円
		週4日目から	328円	656円	984円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	同一日に2人	555円	1110円	1665円
		同一日に3人以上	278円	556円	834円
	緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱に係る専門の看護師と同一日に共同で訪問看護	月1回	1285円	2570円	3855円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	在宅療養に備え、一時的に外泊中の利用者に対し、入院中に算定	1回	1回につき 850円	1700円	2550円
	上記で、厚生労働大臣が定める疾病等の場合	2回まで			
訪問看護管理療養費	訪問看護報告書を主治医に提出し、連携して計画的な管理を継続的に行った場合	月の1日目	767円	1534円	2301円
訪問看護管理療養費Ⅰ	算定要件下記参照※1	2日目以降	1日につき 300円	600円	900円
訪問看護管理療養費Ⅱ	算定要件下記参照※2		1日につき 250円	500円	750円

同日に係る負担分の合計について、10円未満の端数は四捨五入いたします。(健康保険法)

※1 訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割未満で、次のいずれかに該当する

○別表第7、第8に該当する者への訪問看護について相当な実績がある

○精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度：40以下の利用者の数が月に5人以上である

※2 ①訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割以上であること

②同一建物居住者の占める割合が7割未満であり、以下条件に該当しないこと

○別表第7、第8に該当する者への訪問看護について相当な実績がある

○精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度：40以下の利用者の数が月に5人以上である

医療保険訪問看護 利用者負担額一覧 (その2)

2 加算されるもの

令和6年6月1日から適用

説明	項目	摘要	負担額			
			1割	2割	3割	
月1回加算	□ 24時間対応体制加算	1日目に月1回	652円	1304円	1956円	
	□ 訪問看護情報提供療養費	1日目に月1回	150円	300円	450円	
	□ 退院時共同指導加算	退院時、初日の訪問看護療養費に加算	600円	1200円	1800円	
	□ 特別管理指導加算	別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合、上記に加算	200円	400円	600円	
	□ 退院支援指導加算	退院日の翌日以降の初日の訪問看護基本療養費に加算	600円	1200円	1800円	
	□ 退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	840円	1680円	2520円	
	□ 在宅患者連携指導加算		300円	600円	900円	
	□ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	200円	400円	600円	
	□ 訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	5円	10円	15円	
	□ 特別管理加算	(I) 厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態の分類	500円	1000円	1500円	
		(II)	250円	500円	750円	
週単位で加算	長時間訪問看護加算 (90分を超える 訪問看護)	15歳未満の超重症児・準超重症児	週3日まで	520円	1040円	1560円
		人工呼吸器を使用されている方	週1回			
		特別管理加算対象者				
		特別訪問看護指示期間中の対象者				
	複数名訪問看護加算	看護師等と訪問 (週1回) ※准看護師を除く	同一建物内1人	450円	900円	1350円
			同一建物内2人	450円	900円	1350円
			同一建物内3人以上	400円	800円	1200円
		その他職員と訪問 (週3回)	同一建物内1人	300円	600円	900円
			同一建物内2人	300円	600円	900円
			同一建物内3人以上	270円	540円	810円
		その他職員と訪問 (1日に1回) ・特別管理加算対象者 ・特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者	同一建物内1人	300円	600円	900円
			同一建物内2人	300円	600円	900円
			同一建物内3人以上	270円	540円	810円
		その他職員と訪問 (1日に2回) ・特別管理加算対象者 ・特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者	同一建物内1人	600円	1200円	1800円
			同一建物内2人	600円	1200円	1800円
			同一建物内3人以上	540円	1080円	1620円
		その他職員と訪問 (1日に3回以上) ・特別管理加算対象者 ・特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者	同一建物内1人	1000円	2000円	3000円
			同一建物内2人	1000円	2000円	3000円
			同一建物内3人以上	900円	1800円	2700円

		項目	摘要	負担額		
				1割	2割	3割
毎訪問時加算	<input type="checkbox"/>	夜間・早朝訪問看護加算	夜間：18時～22時 早朝：6時～8時	210円	420円	630円
	<input type="checkbox"/>	深夜訪問看護加算	深夜：22時～6時	420円	840円	1260円
	<input type="checkbox"/>	難病等複数回訪問加算	1日に2回	同一建物内1人又は2人	450円	900円
				同一建物内3人以上	400円	800円
	<input type="checkbox"/>		1日に3回以上	同一建物内1人又は2人	800円	1600円
				同一建物内3人以上	720円	1440円
	<input type="checkbox"/>	緊急訪問看護加算	月14日目まで	265円	530円	795円
			月15日目以降	200円	400円	600円
	<input type="checkbox"/>	特別地域訪問看護加算	1日につき1回	基本療養費の50%増し		
	<input type="checkbox"/>	乳幼児加算（6歳未満）	1日につき1回	厚生労働大臣が定める者	360円	
			1日につき1回	上記以外の場合	260円	
その他	<input type="checkbox"/>	ターミナルケア療養費Ⅰ	在宅及び特別養護老人ホーム等（看取り介護加算等を算定している利用者を除く）	2500円	5000円	7500円
		ターミナルケア療養費Ⅱ	特別養護老人ホーム等（看取り介護加算等を算定している利用者）	1000円	2000円	3000円

精神科訪問看護基本療養費

令和元年10月1日から適用

医療保険	料金	利用者負担額		
		1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで30分未満	4250円	425円	850円
	週3日目まで30分以上	5550円	555円	1110円
	週4日目以降30分未満	5100円	510円	1020円
	週4日目以降30分以上	6550円	655円	1310円
精神科訪問看護基本療養費Ⅱ	平成30年4月廃止			
精神科訪問看護 基本療養費Ⅲ	同一日に2人	週3日目まで30分未満	4250円	425円
		週3日目まで30分以上	5550円	555円
		週4日目以降30分未満	5100円	510円
		週4日目以降30分以上	6550円	655円
	同一日に3人以上	週3日目まで30分未満	2130円	213円
		週3日目まで30分以上	2780円	278円
		週4日目以降30分未満	2550円	255円
		週4日目以降30分以上	3280円	328円
精神科複数回 訪問加算	1日2回（同一建物内1人）	4500円	450円	900円
	1日3回以上（同一建物内1人）	8000円	800円	1600円
				2400円

医療保険外訪問看護 利用者負担額一覧 (その3)

4 自 費 料 金

説明	項目	摘要		利用者負担額
<input type="checkbox"/>	休日訪問看護	8時～18時まで	1日につき	2000円
<input type="checkbox"/>	医療保険対象外の訪問		30分毎に	4300円
<input type="checkbox"/>	時間延長等の訪問	契約時間を超えた場合	30分毎に	4300円
<input type="checkbox"/>	交通費	ステーションから1km以上	1回につき	50円
		通常の実施地域以外		交通実費
<input type="checkbox"/>	死後処置	亡くなられてからのケア		15000円

*1km毎に50円となります。(但し、上限額2,500円となります。)

*説明時、必要事項に☑を入れます。

5 公費との併用

保険種別	国保	・	社保	・	後期高齢
	1割	・	2割	・	3割

・被爆者健康手帳	・特定医療費（指定難病）受給者証
・重度障害者医療費受給者証	・自立支援医療費等受給者証
・乳幼児医療費受給者証	・その他()